

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 志太広域事務組合

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.6%
全職員	75.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	101.1%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	94.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.8%
31～35年	106.5%
26～30年	92.4%
21～25年	94.3%
16～20年	79.2%
11～15年	93.2%
6～10年	95.4%
1～5年	94.6%

【説明欄】

- ・男女の給与の差異欄に「—」が表示されている項目は、比較対象となる女性職員がいないことを表している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員に含まれるパートタイム勤務者は、常勤職員の所定勤務時間数を基準として職員数を換算し、給与の割合を算出している。
- ・任期の定めのない常勤職員は、男性職員の時間外勤務時間が多く、時間外手当の支給額が多い。（支給された時間外手当金額の男女ごとの割合 男性職員 88.8%、女性職員 11.2%）
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、給与水準の高い再任用職員の男性職員が含まれているため、女性職員の給与割合が低くなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	5.0%

【説明欄】

- ・事務局における管理的地位にある職員 7 名のうち、女性職員は 1 名であり、構成市からの派遣によるものである。
- ・消防本部における管理的地位にある職員 13 名のうち、女性職員は 0 名となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	6.3%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	8.6%

【説明欄】

- ・各役職段階にある職員に占める女性職員の割合欄に「—」が表示されている項目は、対象となる職員がいないことを表している。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	60.0%
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	— %	— %	— %	— %
1 週間以上 2 週間未満	— %	— %	— %	— %
2 週間以上 1 月以下	16.7%	— %	— %	— %
1 月超 3 月以下	66.6%	— %	— %	— %
3 月超 6 月以下	— %	— %	— %	— %
6 月超 9 月以下	16.7%	— %	— %	— %
9 月超 12 月以下	— %	— %	— %	— %
12 月超 24 月以下	— %	— %	— %	— %
24 月超	— %	— %	—	—

【説明欄】

- ・男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況欄に「—」が表示されている項目は、対象となる職員がいないことを表している。
- ・常勤職員における育児休業対象者は、男性では対象者 10 名のうち 6 名が取得した。女性の対象者はいない。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	8.5 時間／月
内部部局等以外	10.6 時間／月

【説明欄】

- ・内部部局等における、1 人当たりの月平均時間外勤務時間は 8.5 時間であった。
- ・内部部局等以外における、1 人当たりの月平均時間外勤務時間は 10.6 時間であった。